

「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード」調査報告書

エグゼクティブサマリー

2026年8月25日に内閣府・知的財産戦略推進事務局が公表した「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード」（以下「本コード」）は、日本の生成AI政策において、著作権法等の実体法を改正するのではなく、「透明性」を媒介として権利者・AI利用者・AI事業者間の情報格差を縮めようとするソフトローである。法的拘束力や直接の罰則はなく、参加事業者に「コンプライ・オア・エクスプレイン（遵守するか、しない理由を説明するか）」を求め、政府は参加事業者とその開示先を一覧化する。政府自身は届出内容を実質審査しない。 ¹

本コードの中核は三つである。原則1は、モデル、学習・検証データの種類・取得方法、クローラ、知財保護体制、robots.txt等への対応、海賊版サイト回避、侵害生成物の抑制、来歴情報、権利者窓口などについて概要開示を求める。原則2は、自己の権利・法的利益を実現するため訴訟・調停・ADR等を現に行っている、または準備している権利者等から一定の照会があった場合に、指定されたURL等が学習・検証データに含まれるかについて、事業者が容易に確認できる範囲で回答する仕組みを設ける。原則3は、生成物と特定コンテンツとの同一・類似性を問題とするAI利用者等にも、一定の要件の下で類似した照会機会を設ける。したがって、本コードはしばしば報道でいう「学習データ開示」よりも精緻で、**全学習コーパスの全面公開を命じる制度ではない**。 ²

同時に、本コードは当初案への強い反発を踏まえて重要な安全弁を追加した。8月18日の第13回検討会で示された修正版では、①研究・開発のみで公衆提供していない者を対象外とすること、②第三者の権利を侵害する生成物が生じるおそれが著しく低いシステム等の除外、③「営業秘密及び安全性・セキュリティ」に係る機微情報を強制開示しないこと、④本コードが法的拘束力を有しないこと、⑤開示しないという一事のみで事業者を直ちに批判すべきでないこと、⑥原則自体が「現時点で完全なものではない」と認めること等が明確化された。他方、中小企業・スタートアップ・個人・非営利主体への一般的な免除は設けられず、オープンソースに関する例外案も削除された。 ³

政策形成過程は異例に対立的だった。2025年12月26日から2026年1月26日まで意見募集が行われ、小野田紀美担当大臣は4月24日の会見で「**2,000超**」の意見が寄せられたと説明し、当初想定より慎重な再検討を要したことを明らかにした。4月21日の第11回検討会でパブリックコメントの主要意見が整理され、4月23日の第12回では関係団体・事業者側からの意見聴取・共同意見書も扱われた。その後、6月12日の「知的財産推進計画2026」で策定方針が政府方針として明確化され、8月18日の第13回で修正版が大筋了承され、8月25日に正式公表された。 ⁴

評価は鮮明に二分している。新聞・アニメ等の権利者側は「権利行使に資する透明性」を歓迎する一方、**任意規範ゆえ悪質事業者ほど参加しないという実効性の逆選択**を問題視する。日本新聞協会は、改善が乏しければ法制化を検討すべきだと主張した。これに対しAI産業側は、公開リストや政府の普及策を伴う以上「任意」が事実上の義務に転化し得ること、営業秘密・サイバーセキュリティ、スタートアップ負担、個別URL照会の技術的実現可能性、著作権法30条の4との関係を懸念した。 ⁵

国際比較では、日本はEUほど「ハードロー化」していない一方、米国連邦や英国の現在の横断的制度よりも、**知財紛争時の個別照会という点で踏み込んだソフトロー**である。EUはAI Act第53条に基づきGPAIモデル提供者に著作権遵守ポリシーと「十分詳細な学習コンテンツ概要」の公表を法定義務化し、2026年8月2日か

ら欧州委員会の執行権限も発動している。米国では連邦レベルで同等の包括的義務はなくNIST AI RMFは任意だが、カリフォルニア州AB 2013は2026年1月から生成AIの学習データに関する高レベル概要開示を義務付けた。英国は2026年3月の政府報告書で入力・出力透明性、ライセンス、権利留保等を制度課題として継続検討している。⁶

実務上の最大の意味は、「法的義務が新設されたか」ではなく、**説明可能なデータ・ガバナンスが商取引上の標準になる可能性**にある。受入れ事業者はモデルカードだけでは足りず、データ取得経路、クローラ、権利留保対応、学習ログ、ベンダー情報、権利者照会の証跡等を組織的に追跡する必要が生じる。その結果、モデル開発契約、API契約、データライセンス、M&A・投資DD、政府・大企業調達において「プリンシプル・コード対応状況」が表明保証、情報提供義務、監査、補償条項等に組み込まれる可能性が高い。法律事務家からも、法的拘束力がなくても訴訟証拠や取引判断に利用され得る点が指摘されている。³

以下では、この結論を原文、形成過程、反応、国際比較、法務・実務の順に検証する。

原文の構造と条項別インパクト

制度の性格と適用対象

本コードは、2025年成立の「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」（令和7年法律第53号）の趣旨を踏まえ、生成AIの進歩と知的財産権の適切な保護、安全・安心な利用環境を両立するために策定された。スチュワードシップ・コード等で用いられる「コンプライ・オア・エクスプレイン」を参照している点が特徴である。⁷

直接の対象は一般利用者全員ではなく、「生成AI開発者」と「生成AI提供者」を総称する**生成AI事業者**である。修正版では、モデル開発の一部を受託するだけの下請主体、サービス運用の一部のみを請け負う主体、公衆に提供せず研究・開発のみを行う者は原則として対象外と明確化された。一方、公衆に実質的に生成AIシステム・サービスを提供する場合、営利・非営利、法人・個人を原則として問わない。したがって大学研究者も「研究しているだけ」なら対象外だが、一般向けサービスを公開すれば対象になり得る。³

また、特定用途型等で「第三者の権利を侵害する生成物が生成されるおそれが著しく低い」ものについて除外が導入された。この修正は、統計・推論結果を中心とする企業向けシステム等にフルセットの知財開示義務を負わせる不均衡を緩和する意図と解されるが、何をもって「著しく低い」と認定するかは依然として実務上の境界問題である。⁸

条項比較表

規定	本コードが期待する主な行為	制度上の意図	予想される実務的影響	主な留保・問題
総論・受入れ方式	コードを受け入れる事業者はその旨を公表し、各事項を遵守、または不実施理由を説明。事務局へ届出	強制規制を避けながら市場・利用者・権利者による評価を働かせる	AIガバナンスページ、責任部署、取締役会レベルの説明プロセスが必要になる可能性	政府は内容を審査しないため、形式的遵守と実質的遵守の差が残る。 ⁹
適用対象	公衆に実質提供する生成AI開発者・提供者。研究のみ、一部工程の受託等は原則除外	実際に市場へAIを提供する主体に責任を集中	OSS公開者、小規模公開サービス等も個別判断が必要	スタートアップ・個人・非営利への一律免除はなく、境界が広い。 ³

規定	本コードが期待する主な行為	制度上の意図	予想される実務的影響	主な留保・問題
機微情報の取扱い	営業秘密、安全性・セキュリティ情報の強制開示は求めない	知財透明性と企業秘密・サイバー防御の両立	非開示判断を理由付きで記録する必要	「何を概要化すれば安全か」の統一基準はなお不明確。 ¹⁰
原則1・モデル透明性	モデル名・版、公開・更新情報、用途、学習方法等の概要	モデルの出自・性質を利用者と権利者が把握可能にする	model card、release log、third-party model inventoryの整備	詳細すぎれば営業秘密、粗すぎれば透明性が形骸化する。 ¹¹
原則1・学習データ透明性	Webクロール、公開・非公開データセット、合成データ等の種類、取得方法、クローラの目的・期間・識別情報等を概要開示	「どこから・どのように取得したか」を可視化	データ系譜、dataset registry、crawler registryが実務上重要になる	全作品・全URLリストの一般公開を意味しない。 ¹²
原則1・知財保護	知財方針・責任体制、定期見直し、ペイウォール・robots.txt等への配慮、海賊版サイト回避、侵害出力抑制等	事後救済だけでなく学習・生成双方の予防措置を促進	crawler設定、deny-list、フィルタ、権利者申出処理が監査対象化し得る	robots.txtの尊重は本コード上の期待であって、それ自体が著作権法上の違法性判断を自動決定するわけではない。 ¹³
原則1・来歴とユーザー対策	電子透かし、C2PA等の出所・来歴技術を可能な範囲で利用し、侵害が疑われる生成物を使用しないよう利用者へ注意	出力段階での権利侵害・なりすましリスク低減	provenance metadata、AUP、UI警告の整備	技術的有効性・相互運用性に依存。 ¹¹
原則1・権利者窓口	権利者申出窓口、必要事項、対応記録を整備	裁判前の対話・早期解決	notice-and-response workflow、ケース管理が必要	大量申出・濫用対策とのバランスが必要。 ¹⁴
原則2	法的手続を行う・準備する権利者等から、指定URL等が学習・検証データに含まれるかの照会に一定範囲で回答	権利行使のための証拠アクセスを補完	URL provenance検索、ログ保存、法務受付、本人・目的確認が必要	営業秘密、過大負担、探索的請求、技術的追跡可能性が最大の争点。既存の民訴上の手段は排除されない。 ¹⁵
原則3	AI利用者等が生成物と特定資料との同一・類似を問題とする場合、一定要件下で学習・検証データの含有を照会	利用者自身の侵害リスク評価・紛争対応を可能にする	企業ユーザーのコンプライアンス・クリアランスに有用	「入力データ」と特定出力の因果関係をどこまで技術的に説明できるかについて強い異論。 ¹⁶

規定	本コードが期待する主な行為	制度上の意図	予想される実務的影響	主な留保・問題
更新・レビュー	各事項を原則として毎年見直し・更新。コード自体も運用・技術・国際動向に応じ改定	急速な技術変化への適応	年次AI/IPレビューが事実上の標準になり得る	頻繁な更新は中小事業者の継続負担にもなる。 ¹⁷

ここで重要なのは、原則1と原則2・3の開示を区別することである。原則1は「一般公衆向けの概要透明性」、原則2・3は「要件を満たす特定者への個別回答」である。全学習データベースをインターネット上に公開させる制度と理解すると、本コードを過大評価することにも過小評価することにもなる。¹²

さらに、原則2・3では技術的課題、コスト、目的、法的手続の内容等を踏まえ「合理的な判断」の下で過大負担を避ける考え方も示されている。したがってこれは厳格な情報開示請求権を新設したものではなく、情報アクセスに関する行動規範を民間に形成しようとする制度と評価するのが正確である。¹⁸

策定経緯とステークホルダー

政策形成の系譜

本コードは突然現れたものではない。直接の前史は、2023～2024年に生成AIと著作権をめぐる懸念が急増したことにある。文化庁は2023年度から文化審議会で検討し、2024年3月15日に「AIと著作権に関する考え方について」を取りまとめた。同文書は判例の蓄積が乏しい中で現行著作権法の解釈を整理したもので、同年7月にはチェックリスト&ガイダンスも公表された。¹⁹

並行して、知的財産戦略本部の「AI時代の知的財産権検討会」は2024年5月に中間とりまとめを行い、生成AI問題は著作権法だけでなく、技術、契約、AIガバナンスを組み合わせる必要があるとの方向性を示した。文化庁側もその後、法・技術・契約を組み合わせる必要性を確認している。²⁰

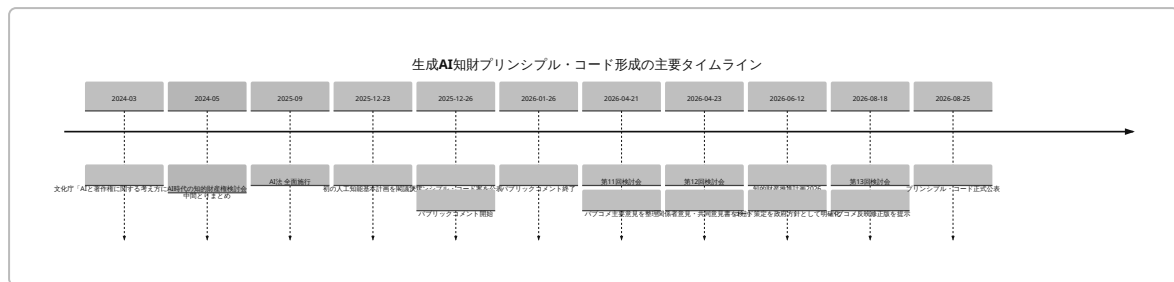
2025年にはAI法が成立し、9月に全面施行された。2025年12月23日の初の「人工知能基本計画」では、知財の適切な保護・利活用につながる透明性、コンテンツホルダーへの対価還元、生成AIによる知財侵害への相談・情報提供等が政策課題として位置付けられた。²¹

本コード案は12月26日に公開され、翌2026年1月26日まで任意のパブリックコメントが行われた。担当は内閣府知的財産戦略推進事務局である。²²

パブリックコメント後の調整は長期化した。4月24日、小野田担当大臣は「2,000超」の意見が寄せられ、生成AI事業者、利用者、権利者の意見を聞きながら慎重に修正しており、策定期限を予断できない旨を説明した。4月21日の第11回検討会ではパブコメの主要意見が資料化され、第12回には複数の共同意見書も提出された。²³

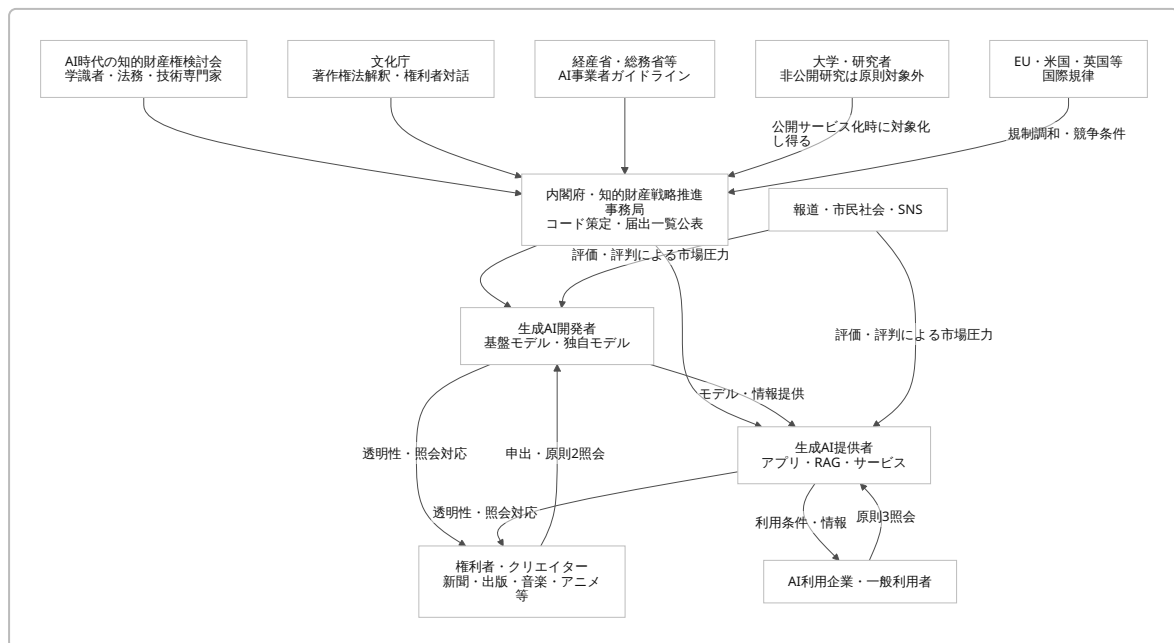
6月12日の知的財産戦略本部では「知的財産推進計画2026」が決定され、政府はプリンシプル・コードを策定する方針を明示した。首相も、AIが「何を学習してどう生成したのか」に関する透明性を高める趣旨を説明した。²⁴

最終局面では8月18日の第13回検討会に「パブリックコメント時点からの修正」版が提出され、適用範囲、営業秘密・セキュリティ、過大負担、制度の不完全性等について大幅な明確化が行われた。8月25日に正式版と「概要開示対象事項 具体例」が公表された。²⁵



上記の時系列は内閣官房、文化庁、内閣府の会議資料・公表資料に基づく。 26

利害関係者マッピング



制度の本質は、政府が全届出を審査・認証する「認可モデル」ではなく、**政府が最低限の行動規範と可視化インフラを作り、権利者、顧客、報道、市場が説明の質を評価するモデル**にある。その意味で最終的な執行主体は行政だけではなく、取引先・権利者・世論でもある。 27

官公庁・有識者・業界・メディア・SNSの反応

官公庁と政府側

政府の公式説明は一貫して「知財保護対イノベーション」という二者択一を否定している。小野田担当大臣は、生成AI技術の進歩と知財の適切な保護、安全・安心な環境の双方を目的とすると説明してきた。また4月7日の会見では、生成AIによる著作権侵害事例への懸念を示し、不適切な生成についてAI事業者に改善を求めていることにも言及した。 28

文化庁の既存方針とも方向性は補完関係にある。文化庁の「AIと著作権に関する考え方」は**現行著作権法の解釈**を整理するのに対し、本コードは**事業者がどのような透明性・ガバナンス措置を採るべきか**を扱う。文化庁自身も、AI問題について法・技術・契約、当事者間コミュニケーションを組み合わせる必要性を示している。 29

経産省・総務省の「AI事業者ガイドライン」も透明性、説明責任、リスク管理を扱う一般的AIガバナンス文書であり、2025年3月には第1.1版に更新された。本コードはそれを置き換えるものではなく、**知財・学習データ・権利者照会に特化した追加レイヤー**と見るべきである。 30

なお、公表翌日の2026年8月26日時点で、文化庁・経産省・総務省等が最終版そのものに対して独立した「賛成／反対談話」を相次いで出した事実は、本調査で確認した公式資料には見当たらない。したがって「省庁の反応」を推測で補うのではなく、上記の政府全体の形成過程と既存公式政策との整合として捉えるのが妥当である。

権利者・クリエイター側

日本新聞協会は案について、報道コンテンツ等の適切な権利保護を「一歩前進」させる重要な内容と評価した一方、任意ルールであることから実効性に強い疑問を呈した。特に海外AI事業者への働きかけ、政府調達との連動等を求め、改善が見られなければ**法制化を検討すべき**との立場を示した。 31

これは権利者側の最大の論点を端的に示している。本コードは、善良な事業者に透明性を促すことはできるが、著作物を無断利用していると批判される事業者ほど「そもそもコードを受け入れない」選択が可能である。この**逆選択問題**が、ソフトロー方式の根本的弱点である。

日本アニメフィルム文化連盟（NAFCA）はより積極的に、透明性を「権利者が申出、交渉、救済に着手するための実務的な入口」と評価した。同団体の表現を借りれば必要なのは単なる形式的透明性ではなく、「**権利行使に資する透明性**」である。 32

その一方、権利者側の主張をすべて本コードが採用したわけではない。全作品単位の一般公開、AI学習の一律許諾制、法定報酬制度等を本コードは導入しておらず、現行著作権法の権利制限規定そのものも変更していない。したがって本コードは「権利者側への制度転換」ではなく、現行法を前提とした**証拠・透明性ギャップの部分的補完**である。 33

AI産業・事業者側

AI事業者側は目的自体にはおおむね反対していないが、**制度設計の比例性**に強い異論を呈した。

BSA | The Software Allianceは、知財保護とAIイノベーションの双方を支持しながら、参加事業者の公表リスト、政策的インセンティブ等が組み合わされることで、任意制度が「事実上の義務」になり得ると警告した。また、日本の著作権法30条の4を念頭に、合法的な学習まで権利侵害であるかのように読まれる文言を避け、非拘束的な参考指針であることを明示するよう求めた。 34

BSAはさらに、モデルのアーキテクチャ、詳細な学習手法、学習URL等の情報開示が営業秘密・サイバーセキュリティを害し得ると主張し、特定の出力を単一の学習元URLまで遡ることは技術的に困難だとして原則2・3を批判した。これは事業者側の政策主張であり、すべてのモデルについて一般的に「不可能」と確定した技術的事実として扱うべきではないが、**個別URL照会の実現可能性がモデル・データパイプラインによって大きく異なる**という実務問題は重要である。 35

新経済連盟も、既存開示枠組みの活用、営業秘密保護、クローラ・アーキテクチャ情報の粒度縮小、原則2では裁判所の証拠手続を重視すること、原則3の探索的照会やリバースエンジニアリングの危険への対策、スタートアップ向け簡素化を求めた。 36

AIガバナンス協会も、知財保護と透明性の目的を共有しつつ、広すぎる対象範囲や実質的な開示圧力が日本のAIイノベーション・競争力を阻害し得るとして、AI法やAI事業者ガイドライン等との整合性、原則2・3の事務負担等を問題視した。 37

経団連の会合でも、政府の「技術発展と知財保護の両立」という方向性には概ね理解が示された一方、海外事業者との公平性、技術的限界、対応コスト等が論点となった。³⁸

パブコメ後の修正版が「営業秘密及び安全性・セキュリティ」「法的拘束力なし」「過大負担回避」「原則は完全ではない」と明記したことは、これら産業側の批判をかなり吸収したものと評価できる。実際、修正版を検討した知財実務家は「大きな改善」がなされたと評している。ただし、スタートアップ・個人等への一般的免除がない点は残った。³

メディアとSNS上の評判

主要報道のフレーミングには顕著な共通点がある。8月18日の最終案段階では、日本経済新聞が「生成AIの学習データ、事業者に開示要求」、読売新聞が「生成AI学習データの公開や権利者への開示など要求、海外企業にも適用・罰則見送り」、朝日新聞が「AIの学習データ、開示せずとも罰則なし」、共同通信が「知的財産の侵害抑止、拘束力なし」と報じた。すなわちメディアの主要な争点設定は、「**学習データ透明性**」と「**罰則・拘束力がないこと**」の対置だった。³⁹

8月25日の正式公表について時事通信系の記事は、政府が学習データの公開を促し、指針に強制力はないが「権利保護と技術革新の両立」を図るものと説明した。また、政府は今秋をめどに事業者からの届出を受け付け、受入れ事業者を公表する予定と報じられている。⁴⁰

日本経済新聞の公式SNS投稿も、制度を「①学習方法などの概要開示、②権利者からの照会への回答、③AI利用者からの照会への回答」の三本柱として紹介している。この整理は「学習データを丸ごと公開」という単純化より原文に近い。⁴¹

SNSでは、正式公表からまだ約1日しか経過していないこともあり、確立した多数意見というより、専門家・AI利用者による初期評価が中心である。例えばX上では、AI分野の発信者から「第13回案がほぼそのままで正式化されたようだ」とする技術的追跡型の投稿がある一方、別の法律実務家・関係者の投稿には、政府に対し「プリンシプルコードなんかじゃなく」として別の政策手段を優先すべきだという批判も確認できる。関連セミナーの告知も活発で、法務・AIコミュニティでは高い関心を集めている。⁴²

もっとも、**SNS検索結果を「世論」と呼ぶことには注意が必要**である。検索可能な投稿はAI・知財に元々関心の高い層に偏り、無作為標本ではない。また、8月26日時点で本コード自体を対象にした信頼できる全国世論調査は本調査では確認できなかった。「2,000超」のパブリックコメントも政策関心の高さを示すが、賛否の母集団比率を示す世論調査ではない。⁴³

したがって現段階の評判を要約すると、次の三極構造である。

権利者側は「重要な第一歩だが、任意では弱すぎる」。**AI産業側**は「目的は理解するが、広すぎる・重すぎる・技術的に難しい」。**一般報道・初期SNS**は「学習データの透明性を日本政府が初めて強く求めた」という制度的新規性と、「罰則なし」という実効性の限界の双方に注目している。⁴⁴

国内外の類似規律との比較

本コードを国際的に位置付ける際、最も近い比較対象はEUのGPAI規制であるが、法的構造はかなり異なる。EUではAI Actの法定義務が先にあり、Code of Practiceはその遵守方法を具体化する任意ツールである。日本ではコード自身が非拘束的な政策手段である。⁴⁵

比較軸	日本：本プリンシプル・コード	EU：AI Act+GPAI Code	米国：連邦+California	英国
法的性格	非拘束的ソフトウェア。「コンプライ・オア・エクスプレイン」	AI Act第53条等は法的義務。GPAI Codeは任意の遵守手段	連邦NIST AI RMFは任意。California AB 2013等は州法として拘束力あり	横断的AI原則は基本的に規制当局ベース。著作権・AIについて政府が制度案を継続検討
主対象	公衆提供する生成AI開発者・提供者	主にGPAIモデル提供者。Article 50では生成AIシステム・deployersにも透明性義務	NISTは広範。CA AB 2013は対象生成AI開発者	AI開発者・権利者を巡る著作権制度全体を検討
学習データ一般開示	種類、取得方法、クローラ等の 概要	Article 53(1)(d)で学習コンテンツの「十分詳細な概要」を公表	CA AB 2013がdatasetのhigh-level summaryを要求。連邦一律義務は確認されず	2024-25年相談・2026年報告でinput transparencyを重要論点として検討
著作権ポリシー	知財保護方針、robots.txt等の機械可読指示への配慮等	Article 53でEU著作権法遵守ポリシー。権利留保を認識・尊重する措置	著作権の適法性は主に既存著作権法・fair use訴訟。USCOが政策分析	権利留保+TDM例外等の制度選択肢を検討したが、政策論争が継続
個別権利者への照会	原則2あり 。法的手続を行う・準備する者等への個別回答	日本の原則2と同型の一般的個別URL照会制度ではない	連邦・CAの一般制度として日本型照会はなし	日本型の一般照会制度は確認されず
AI利用者からの照会	原則3あり	同型の一般制度なし	同型の一般制度なし	同型の一般制度なし
生成物の来歴・標示	電子透かし、C2PA等を可能な範囲で推奨	Article 50がAI生成・操作コンテンツのマーキング・標示を規律。2026年8月2日適用	NIST等でprovenanceを推奨。州法も分散	透明性・生成物対策を継続検討
営業秘密	強制開示しないことを明記	法定透明性と営業秘密保護を制度内で調整	NISTはproprietary情報等とのバランスを考慮	同様に比例性を重視
中小企業配慮	一般的な規模免除は限定的。コンプライ・オア・エクスプレインで柔軟化	GPAI CodeはSME・startup向け簡素化を明示	枠組みにより異なる	政策評価でmicro/SMEへの影響も評価

比較軸	日本：本プリンシプル・コード	EU：AI Act+GPAI Code	米国：連邦+California	英国
執行	政府は届出内容を審査せず。評判・市場・契約による圧力が中心	欧州委員会AI Officeが執行。2026年8月2日から執行権限が適用	州法は州当局等による執行。連邦NISTは非強制	現状は既存著作権法・各規制当局中心
日本との最大の違い	—	ハードローをCodeが実装する構造	分散型。Californiaは透明性で日本より法的に強い	透明性と著作権制度改革を一体で政策検討

EUについては、GPAI Codeが2025年7月10日に公表され、Transparency、Copyright、Safety and Securityの三章で構成される。TransparencyとCopyrightはすべてのGPAIモデル提供者向けのAI Act第53条遵守方法を示し、CommissionとAI Boardが適切な自主的遵守ツールと認定している。Article 53に基づく学習データ概要の標準テンプレートもEUが公表している。⁴⁶

そして現時点で重要なのは、EUではGPAI義務が2025年8月2日に適用開始され、**2026年8月2日から欧州委員会の執行権限が発動している**ことである。したがって2026年8月25日に日本コードが出た時点では、EUとの「法的強度」の差は既に明白である。⁴⁷

米国は対照的に連邦制度が分散している。U.S. Copyright Officeは2025年5月に「Generative AI Training」報告Part 3のpre-publication版を公表し、AI学習と著作権・ライセンス問題を分析しているが、それ自体は事業者に日本型開示義務を課す規制ではない。NIST AI RMFとGenerative AI Profileも任意のリスク管理枠組みである。⁴⁸

ただし「米国＝透明性規制なし」とするのも誤りである。カリフォルニア州ではAB 2013（Generative Artificial Intelligence: Training Data Transparency）が成立し、2026年1月から生成AI学習に使用したデータセットの高レベル概要等の公開を求める制度が発効していることを、英国政府の2026年報告も比較法上取り上げている。⁴⁹

英国は2024年12月から2025年2月に著作権・AI相談を実施し、権利者が利用を留保できる仕組みとAI学習の例外を組み合わせる案、その前提として学習素材・取得方法等の透明性強化を検討した。2026年3月の政府報告は11,520件の相談回答を踏まえ、入力透明性、出力透明性、技術標準、ライセンス、エンフォースメントを引き続き詳細に検討している。⁵⁰

比較上、日本で最も独自性が高いのは、**原則2・3の個別照会メカニズム**である。一方、最大の弱さは、それを受け入れない事業者に対して直接執行できない点にある。EUは一般公開透明性で法的強度が高く、日本は個別照会で制度的射程が広い。この「広いが弱い」という特徴が日本モデルを端的に表している。⁵¹

法的・実務的影響

著作権法との関係

本コードは著作権法30条の4を改正しない。文化庁は2018年改正で、情報解析など「著作物の市場に大きな影響を与えない」一定の利用について柔軟な権利制限規定を整備したと説明しており、2024年の「AIと著作権に関する考え方」も、生成AI学習と現行法の適用をこの法体系の中で整理している。⁵²

したがって、**本コードに従っていない＝著作権侵害、従っている＝著作権適法**という関係にはならない。法的適法性とコード遵守は別レイヤーである。この点は実務上極めて重要で、robots.txtを尊重しなかったというコード上の問題だけで直ちに著作権侵害が成立するわけでも、robots.txtを尊重したから他の著作権問題が消えるわけでもない。 ³³

ただし、訴訟上の意味がゼロということでもない。事業者が「当社は海賊版サイトを除外する」「機械可読な権利者意思を尊重する」と公表しながら、内部では異なる運用をしていた場合、その説明は紛争で事実認定・注意義務・契約上の説明等を検討する際の資料になり得る。法律実務家も、コード対応状況や説明内容が損害賠償訴訟、行政対応、取引・投資判断で参照される可能性を指摘している。 ³

このため本コードは実体法を直接変えないものの、**訴訟で使われる「事実の記録」を増やす**効果を持つ。長期的には、それが業界の合理的注意水準を形成し、ソフトウェアから事実上の標準へ発展する可能性がある。

証拠収集と原則2・3

原則2は既存の民事訴訟手続を代替するものではない。案文段階から、民事訴訟法上の当事者照会や文書提出命令等の既存制度を利用できることが確認されていた。コードはその前段階に、より低コストな任意照会経路を作るものと解される。 ⁵³

これは権利者にとって大きな意味を持つ。従来は「自分の作品が学習された疑い」があっても、モデル事業者の内部データへアクセスできず、訴訟を起こすための事実と、訴訟で事実を入手するための手続が循環する問題があった。原則2はこの情報非対称を部分的に解消しようとする。

しかし、事業者側の反論も軽視できない。巨大なWebコーパスから特定URLの有無を後から高速検索するには、データ収集段階からURL、時点、snapshot、dataset version、license state等を保持する必要がある。学習済みモデルそのものを調べれば自動的に元URLが分かるわけではない。このため本コードが現実に機能するには、**モデルの「記憶」を調べるのではなく、学習データ・パイプラインの記録を残すシステム設計**が必要になる。BSAの技術的異論と政府の過大負担回避規定は、まさにこの点で衝突している。 ⁵⁴

契約実務

本コードの直接対象よりも広い企業群に影響が波及する可能性がある。

例えば、国内のサービス提供者が海外の基盤モデルをAPI経由で利用する場合、原則2・3への回答に必要な学習情報をサービス提供者自身が持たないことがある。本コード案は、その場合にモデル開発者の名称を回答する考え方を置いているが、顧客や権利者からみれば「上流企業に聞いてください」だけでは十分でない局面も生じる。 ⁵⁵

したがって今後のモデル/API契約では、少なくとも以下の論点が重要になると推測される。これは本コードから導かれる実務的な推奨であり、コード本文がこれらの契約条項を直接義務付けるものではない。

契約論点	実務上の対応
データ透明性	上流ベンダーが公開するtraining summary、モデルカード、更新情報を契約資料として特定
原則2・3照会	下流から合理的照会が来た場合の上流事業者の協力義務・回答期限を設定
権利保証	データ取得・ライセンス・権利留保対応に関する表明保証の範囲を明確化

契約論点	実務上の対応
変更管理	モデル、データソース、crawler policy、知財ポリシー変更の通知義務
営業秘密	開示先、目的、NDA、弁護士限定開示等の段階的な秘密管理
証拠保存	モデルversion、dataset version、crawler log、照会履歴の保存期間
責任分配	知財クレーム時の通知、防御協力、補償・責任制限を上流・下流で配分
コード対応	「受入れ済みか」「どの事項をexplainとしているか」を調達・DDチェック項目化

こうした「契約によるハード化」はソフトローに共通する現象である。政府が罰金を科さなくても、大企業が「コード受入れ」を調達条件にすれば、取引上は強い拘束力を持つ。日本新聞協会が政府調達との連動を提案したのも、この実効性メカニズムを意識したものといえる。⁵⁶

営業秘密・サイバーセキュリティ

当初案への最も有力な反論の一つは、透明性が競争力・セキュリティを害するというものだった。詳細なモデルアーキテクチャ、セキュリティAIの学習対象、脅威インテリジェンスのURL等を公開すると、競合による模倣や攻撃者による防御回避を助ける可能性がある」とBSAは主張した。⁵⁷

最終化直前の修正版が「営業秘密及び安全性・セキュリティに関するもの」の強制的開示を求めないと明記したのは、この問題に対する重要な修正である。³

実務上は情報を「公開／非公開」の二択にしない方がよい。合理的な設計は、①一般公衆向けの概要、②権利者への限定回答、③NDA下での詳細情報、④裁判所・行政当局にのみ提出する最高機密情報、という**階層的透明性**である。この考え方は、EUでも公開概要と規制当局向け技術文書を分ける制度に近い。⁵⁸

データ・ガバナンス

本コード対応で最もコストがかかるのは文章を書く作業ではなく、**説明可能なデータ台帳を作る**ことである。

Webクロールを行う事業者であれば、crawler名・User-Agent、収集期間、ドメイン、robots設定、パイクウォール判定、除外リスト、海賊版判定、第三者crawlerの利用、ライセンス情報をデータ取得時点から追跡可能にする必要がある。データセット購入型であれば、供給者、利用許諾、再許諾条件、由来、更新版、削除依頼への対応可能性を管理しなければならない。原則2・3まで受け入れるなら、「そのURLが当時どのdataset versionに入ったか」を検索可能にすることが理想となる。¹²

これにより、AI開発のデータパイプラインは従来の「性能・コスト最適化」から、**provenance-by-design（来歴管理を設計時から組み込む）**へ移行する圧力を受ける。

一般企業・研究者への間接影響

一般企業が単に市販生成AIを利用するだけなら、本コードの直接の「生成AI事業者」には通常ならない。しかし、社内AIを顧客向けSaaSとして公開したり、RAG・fine-tuningを施して不特定または特定多数の顧客に提供したりすれば、「提供者」に該当する可能性を検討する必要がある。修正版は公衆提供の有無を境界とした。³

大学・研究者も同じで、純粋な研究・開発だけなら明示的に対象外だが、研究成果としてモデル・サービスを一般公開する段階では対象性が生じ得る。この境界は日本のAIオープンサイエンスにとって重要である。

3

また原則3により、企業ユーザーには逆に利益もある。例えば広告会社が生成画像を商業利用しようとした際、既存作品との類似を発見した場合、モデル提供者に所定の照会を行える可能性がある。これはAI調達時のIPデューデリジェンスを改善し得る。

今後の課題と優先的対応策

本コードの成否を決めるのは、公表文の完成度より**運用開始後に良質な事業者がどれだけ参加し、悪質な事業者との区別を社会ができるか**である。特に「任意性」「技術の実現可能性」「国際整合」「中小企業負担」の四点がクリティカルである。

短期的対応

公表からおおむね一年以内は、まず運用基盤を固めるべきである。

政府は届出様式だけでなく、**良い“explain”と悪い“explain”の具体例**を示す必要がある。「営業秘密なので非公開」と一行書けば足りるのか、「現行システムではURL照会不能、2027年Q2までにdataset registryを導入予定」のように代替策・改善計画まで示すべきなのかを明確にしなければ、事業者間比較が成立しない。案文段階でも「体制がない」と述べるだけでは十分な説明ではないという考え方が示されていた。⁵³

また、中小企業向けの**簡易テンプレート**を早期に設けるべきである。EUのGPAI CodeがSME・スタートアップ向け簡素化を意識しているのに対し、日本は対象主体を広く残したため、そのままでは固定コンプライアンスコストが相対的に小規模企業へ重くなる。⁵⁹

企業側では、直ちに「対応します／しません」と宣言するより、まず①対象性判定、②利用モデル一覧、③データソース一覧、④crawler inventory、⑤権利留保への対応、⑥照会対応可能性、⑦公開可能情報と営業秘密の区分、を棚卸しするのが合理的である。

中期的対応

一年から三年の焦点は、**ソフトローが本当に権利保護を改善したかの実証**である。

政府は受入れ事業者数だけをKPIとすべきではない。例えば、権利者照会件数、平均回答期間、回答不能率、紛争解決率、照会濫用件数、スタートアップ対応コスト、コード参加企業と非参加企業の知財紛争発生率などを、営業秘密を保護した統計として集計すべきである。本コード自体が運用状況・実効性・国際動向に応じ改定する方針を示している以上、改定には計測可能なエビデンスが不可欠である。³

第二に、原則2・3について**標準化された機械可読照会プロトコル**を検討すべきである。権利者がURL、作品ID、ISRC、ISBN、DOI、コンテンツハッシュ等を提示し、事業者側のdataset registryが限定照会する仕組みにすれば、人手によるメール照会より濫用防止・コスト削減が期待できる。

第三に、権利者側の機械可読な意思表示も標準化しなければならない。AI事業者だけに透明性を求めても、権利者のライセンス条件・AI学習可否が機械的に判別できなければ取引コストは下らない。EUでは著作権法上の権利留保とAI Actのcopyright policyを連動させる構造になっており、日本もrobots.txtだけに依存しない相互運用可能なrights-reservation標準を検討すべきである。⁶⁰

長期的対応

三年以上の長期では、本コードの実効性を見てソフトローから部分的ハードローへ移行すべき領域を切り分ける必要がある。

一律にEU型の全面規制へ移る必要はない。むしろ、実証上最も効果の高い部分だけを法制化の方が合理的である。例えば、①最低限の事業者連絡窓口、②一定規模以上のモデルのtraining-content summary、③虚偽の透明性開示に対する責任、④裁判所・規制当局への機密情報提供、⑤機械可読な権利留保の尊重、などは比較的法定化しやすい。他方、詳細なアーキテクチャや個別URLの一般公開まで義務化するのは営業秘密・安全保障上の副作用が大きい。

実効性が乏しい場合に法制化を検討すべきとの要求は既に日本新聞協会から明示されている。一方、BSA等は法的確実性・競争力・安全性を理由に強い規制を警戒している。したがって将来の法制化は「権利者対AI企業」という政治的二項対立ではなく、**どの情報を、誰に、どの条件で、どの粒度で出せば権利救済の便益がセキュリティ・イノベーションのコストを上回るか**という情報設計の問題として扱う必要がある。

総合すると、優先順位は次のようになる。

時間軸	政府の優先策	AI事業者の優先策	権利者・利用者の優先策
短期	詳細FAQ、good/bad explain 例、SME簡易様式、届出一覧の検索性	対象性判定、データ・モデル台帳、公開/機密分類、照会窓口	標準化された申出様式、濫用を避けた具体的照会
中期	実効性KPI、機械可読照会規格、権利留保標準、国際相互運用	provenance-by-design、API契約再設計、監査体制	作品ID・権利情報整備、ライセンス市場形成
長期	効果検証に基づく限定的法制化、EU・米国等との制度調和	国際共通の透明性基盤、第三者保証	集団管理・ライセンス・救済制度の高度化

最も避けるべきなのは、「任意だから無視してよい」という企業側の理解と、「コードに書かれたので新たな法的請求権ができた」という権利者側の理解の双方である。本コードはその中間にあり、法的権利義務そのものより、合理的な行動・説明・記録の市場標準を形成しようとしている。その標準が十分に普及すればソフトローとして成功し、普及しなければ法制化要求をむしろ強めることになる。

参考となる一次資料

以下は、本報告の検証に特に重要な一次資料である。公表直後で政府サイトのページ構成・リンクが変更される可能性があるため、資料名も併記する。

内閣官房・知的財産戦略本部

「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード」
https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/kaisai/pdf/ai_principle_code.pdf
正式本文。2026年8月25日公表。

「プリンシプル・コード 概要開示対象事項 具体例」
https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/kaisai/pdf/

[ai_principle_code_gutairei.pdf](#)

原則1等の開示実務を理解するための参考資料。 63

「AI時代の知的財産権検討会 第13回」

https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai13/index.html

2026年8月18日。パブリックコメント反映後の最終修正版を審議。 64

同第13回「資料1」

https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai13/shiry01.pdf

パブリックコメント時点からの修正版。 3

「AI時代の知的財産権検討会 第11回」

https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai11/index.html

2026年4月21日。パブリックコメントの主要意見を整理。 65

「AI時代の知的財産権検討会 第12回」

https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai12/index.html

2026年4月23日。関係者の共同意見書等を掲載。 66

パブリックコメント告知

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/ikenboshu_20251226.html

2025年12月26日～2026年1月26日の意見募集に関する政府資料。 22

文化庁・経済産業省

文化庁「AIと著作権について」

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/aiandcopyright.html>

「AIと著作権に関する考え方について」、チェックリスト&ガイダンス等を集約。 52

経済産業省「AI事業者ガイドライン」

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/20240419_report.html

本コードより広いAIガバナンス全般の基準。第1.1版も掲載。 30

権利者・業界団体

日本新聞協会「『プリンシプル・コード（仮称）（案）』に対する意見」

https://www.pressnet.or.jp/statement/copyright/260126_16107.html

権利者側から見た実効性・法制化論を把握する上で重要。 67

日本アニメフィルム文化連盟（NAFCA）意見

<https://nafca.jp/public-comment19/>

「権利行使に資する透明性」という権利者側の評価を明確に示す。 32

BSA | The Software Alliance パブリックコメント

<https://www.bsa.org/files/policy-filings/jp01262026bsacmtgenai-code.pdf>

営業秘密、サイバーセキュリティ、原則2・3の実現可能性、著作権法との整合等についてAI産業側の体系的批判を示す。 68

欧州連合

EU Artificial Intelligence Act, Regulation (EU) 2024/1689

<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2024/1689/oj/eng>

特にArticle 50、53、55、56が比較上重要。 69

European Commission, General-Purpose AI Code of Practice

<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/contents-code-gpai>

Transparency、Copyright、Safety and Security各章。 70

European Commission, Training Content Summary Template

<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/explanatory-notice-and-template-public-summary-training-content-general-purpose-ai-models>

EU AI Act第53条の学習コンテンツ概要開示を具体化。 71

European Commission, Guidelines for providers of GPAI models

<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/guidelines-gpai-providers>

2026年8月2日からの執行を含む現在の適用状況を確認できる。 72

英国

UK Government, “Report on Copyright and Artificial Intelligence”

<https://www.gov.uk/government/publications/report-and-impact-assessment-on-copyright-and-artificial-intelligence/report-on-copyright-and-artificial-intelligence>

2026年3月公表。input transparency、output transparency、licensing、enforcement等を検討。 73

UK Government, “Copyright and Artificial Intelligence” consultation

<https://www.gov.uk/government/consultations/copyright-and-artificial-intelligence/copyright-and-artificial-intelligence>

権利留保、AI学習例外、透明性を組み合わせる政策案の原資料。 74

米国

U.S. Copyright Office, “Copyright and Artificial Intelligence”

<https://www.copyright.gov/ai/>

Part 3 “Generative AI Training”を含む米国著作権政策の一次資料。 75

California Legislature, AB 1033 “Generative Artificial Intelligence: Training Data Transparency”

https://leginfo.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill_id=202320240AB1033

2026年時点の日米比較で重要な州レベルのtraining-data transparency法。 76

NIST, Artificial Intelligence Risk Management Framework

<https://www.nist.gov/itl/ai-risk-management-framework>

米国連邦における代表的な任意AIガバナンス枠組み。Generative AI Profileも掲載。 77

総括すれば、本コードは「日本版EU AI Act」ではない。より正確には、日本の比較的柔軟な著作権法制を維持したまま、AI事業者にはデータ来歴・知財保護・権利者照会の説明可能性を要求し、その対応を市場に可視化することで、ハードローと完全な自主規制の中間を狙った制度である。最終版はパブリックコメントを受けて事業者の営業秘密・安全性・過大負担への配慮をかなり強めたが、その代償として実効性は参加率と市場圧力に大きく依存する。今後の評価で最も重要なのは、届出企業数そのものではなく、原則2・3が実際の権利救済・AI利用者のリスク低減に役立つか、そしてその便益が中小企業・研究・オープン開発への負担を上回るかである。 78

1 9 17 18 62 78 https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/kaisai/pdf/ai_principle_code.pdf
https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/kaisai/pdf/ai_principle_code.pdf

2 11 12 13 14 15 16 27 53 55 <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000305362>
<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000305362>

3 8 10 <https://www.yuasa-hara.co.jp/lawinfo/6575/>
<https://www.yuasa-hara.co.jp/lawinfo/6575/>

4 22 <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDDETAIL&Mode=0&id=095251270>
<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDDETAIL&Mode=0&id=095251270>

5 31 67 https://www.pressnet.or.jp/statement/copyright/260126_16107.html
https://www.pressnet.or.jp/statement/copyright/260126_16107.html

6 60 <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX%3A02024R1689-20260727>
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX%3A02024R1689-20260727>

7 https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai8/sanko2-2.pdf
https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai8/sanko2-2.pdf

19 26 29 33 52 <https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/aiandcopyright.html>
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/aiandcopyright.html>

20 https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/chitekizaisan2024/0528_ai.pdf
https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/chitekizaisan2024/0528_ai.pdf

21 https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_plan/ai_plan.html
https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_plan/ai_plan.html

23 28 43 https://www.cao.go.jp/minister/2602_k_onoda/kaiken/20260424kaiken.html
https://www.cao.go.jp/minister/2602_k_onoda/kaiken/20260424kaiken.html

24 <https://www.kantei.go.jp/jp/105/actions/202606/12chizai.html>
<https://www.kantei.go.jp/jp/105/actions/202606/12chizai.html>

25 64 https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai13/index.html
https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai13/index.html

30 https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/20240419_report.html
https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/20240419_report.html

32 <https://nafca.jp/public-comment19/>
<https://nafca.jp/public-comment19/>

34 35 51 54 57 68 <https://www.bsa.org/files/policy-filings/jp01262026bsacmtgenaicode.pdf>
<https://www.bsa.org/files/policy-filings/jp01262026bsacmtgenaicode.pdf>

36 <https://jane.or.jp/proposal/theme/26996.html/>
<https://jane.or.jp/proposal/theme/26996.html/>

37 <https://www.ai-governance.jp/blog/proposal-260126>
<https://www.ai-governance.jp/blog/proposal-260126>

https://www.keidanren.or.jp/journal/times/2026/0205_03.html

<https://ipforce.jp/articles/ip-news/summary/2026-08-24-10496>

<https://www.nippon.com/ja/news/yjj2026082500410/>

https://www.threads.com/%40nikkei/post/DcdwCBofU4j/ai%E5%AD%A6%E7%BF%92%E3%83%87%E3%83%BC%E3%82%BF%E9%96%8B%E7%A%E6%94%BF%E5%BA%9C%E3%81%8C%E7%9F%A5%E8%B2%A1%E4%BF%9D%E8%AD%B7%E5%8E%9F%E5%89%87%E3%82%92%E7%AD%96%

https://x.com/kiyoshi_shin

https://www.pressnet.or.jp/news/headline/260126_16108.html

<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/contents-code-gpai>

<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/ai-code-practice>

<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/news/eu-rules-general-purpose-ai-models-start-apply-bringing-more-transparency-safety-and-accountability>

<https://www.copyright.gov/ai/>

https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill_id=202320240AB2013

<https://www.gov.uk/government/publications/report-and-impact-assessment-on-copyright-and-artificial-intelligence/report-on-copyright-and-artificial-intelligence>

<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/faqs/general-purpose-ai-models-ai-act-questions-answers>

https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/kaisai/pdf/ai_principle_code_gutairei.pdf

https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai11/index.html

https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai12/index.html

<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2024/1689/oj/eng>

⁷¹ <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/explanatory-notice-and-template-public-summary-training-content-general-purpose-ai-models>

<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/explanatory-notice-and-template-public-summary-training-content-general-purpose-ai-models>

⁷² <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/guidelines-gpai-providers>

<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/guidelines-gpai-providers>

⁷⁴ <https://www.gov.uk/government/consultations/copyright-and-artificial-intelligence/copyright-and-artificial-intelligence>

<https://www.gov.uk/government/consultations/copyright-and-artificial-intelligence/copyright-and-artificial-intelligence>

⁷⁷ <https://www.nist.gov/itl/ai-risk-management-framework>

<https://www.nist.gov/itl/ai-risk-management-framework>